

[環境衛生協議会 会則]

(名 称)

第1条 この会は、松本市松原地区町会連合会専門部会「環境衛生協議会」と称する。

(組 織)

第2条 この会は、松本市松原地区町会連合会会則第4条に定める7町会（以下「7町会」という。）をもって組織する。

(目 的)

第3条 この会は、7町会及び関係団体と連携し、松原地区内の環境美化・環境保全を目的とする。

(事 業)

第4条 この会は目的達成のために次の事業を行う。

- (1) ゴミの収集日程表の配布とゴミステーションの管理に関する事。
- (2) ゴミの減量推進に関する事。
- (3) 病虫害の防疫剤の配布及び防除に関する事。
- (4) 会則第15条に定める一斉清掃の企画実施に関する事。
- (5) 散乱空き缶等追放デー企画実施に関する事。
- (6) 県下一斉ネズミ駆除に関する事。
- (7) 連合会主催事業への参加協力に関する事。
- (8) その他、目的を達成するために必要とする事。

(役 員)

第5条 この会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
- また、必要に応じて、次の役員をおくことができる。
- (3) 顧問 若干名

(役員を選出及び任期)

第6条 この会の役員を選出及び任期は以下とする。

- (1) 会長・副会長は、7町会より選出された環境衛生部の部長または正部員の中から輪番で選出し、特別な事態が生じた場合、連合会長は、7町会会員の中から会長及び副会長を委嘱することができる。この場合、連合会長はその会員が所属する町会の承認を得るものとする。
- (2) 役員の任期は会長が2年、副会長が1年とし再任は妨げない。
- (3) 顧問は連合会三役があたる。

(役員の任務)

第7条 この会の役員の任務は以下とする。

- (1) 会長は、この会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 顧問は会の要請により支援する。

(会 議)

第8条 この会は部会を開催する。部会は役員及び7町会の環境衛生部員で構成する。

2 会議は、会長が招集し議長を務める。

(広 報)

第9条 この会の回覧等は連合会長との連名で執り行う。

(経 費)

第10条 この会の経費は連合会一般会計予算を充当する。

2 この会への寄付金・助成金・補助金等の収入は連合会一般会計に繰り入れる。

(監 査)

第11条 この会の収支及び業務遂行に問題ある場合は連合会理事会の承認後、連合会監事が監査指導する。

(事業年度)

第12条 この会の事業年度は連合会事業年度とする。

(収支決算及び事業報告)

第13条 この会の収支決算及び事業報告は会長が連合会総会に報告する。

(関係機関への役員選出)

第14条 この会に係る上部団体及び関係機関への役員の選出は理事会の承認を必要とする。

(一斉清掃)

第15条 この会は、年2回(春・秋)、7町会会員の参加による一斉清掃を実施する。

2 やむを得ず一斉清掃に参加できない7町会会員は出不足金を支払う。ただし会員世帯で1名以上の参加があった場合はこの限りでない。出不足金の額は1回につき2,000円とし、不参加者が所属する町会の会計に納付する。

3 7町会会長及び町会衛生部長が特別な事情があると認めた場合、出不足金を免除することができる。

附 則

この会則は、平成15年4月1日より施行する。

この会則は、平成16年4月1日より一部改定し施行する。

この会則は、平成23年4月1日より一部改定し施行する。

ただし第7条(3)については、平成24年4月1日から施行する。

(施行期日及び経過措置)

1 この会則は、平成26年6月13日より一部改定、施行する。

2 この会則第2条、第3条、第6条、第8条及び第15条に規定する「松本市松原地区町会連合会会則第4条に定める7町会」は、松本市松原地区町会連合会会則第4条改定に伴う施行期日までは、「松原地区の各町会」と読み替えるものとする。

この会則は、平成30年4月15日より一部改定し施行する。

この会則は、令和7年4月19日より一部改定し施行する。

[防災・防犯部会 会則]

(名 称)

第1条 この会は、松本市松原地区町会連合会専門部会「防災・防犯部会」と称する。

(組 織)

第2条 この会は、松本市松原地区町会連合会会則第4条に定める7町会（以下「7町会」という。）をもって組織する。

(目 的)

第3条 この会は7町会及び関係団体と連携し、地震、火災、水害等による被害の防止及び軽減を図ること、並びに地区内の防犯・犯罪防止を目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 防犯灯の保守管理、消火設備の保守点検管理に関すること。
- (2) 防災訓練に関すること。
- (3) 年末特別警戒、防犯パトロール、小中学校の長期休業中のパトロール等の企画指導に関すること。
- (4) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (5) 地震・火災・水害等に対する災害予防に関すること。
- (6) 連合会主催事業への参加協力に関すること。
- (7) その他、目的を達成するために必要とすること。

(有 事)

第5条 この会は松原地区内の有事の際、「松原地区町会連合会自主防災会規約」に基づき対処する。

(役 員)

第6条 この会は、次の役員を置く。

- | | |
|--------------------------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 会計 | 1名 |
| また、必要に応じて、次の役員をおくことができる。 | |
| (4) 顧問 | 若干名 |

(役員を選出及び任期)

第7条 この会の役員を選出及び任期は以下とする。

- (1) 会長・副会長・会計は、7町会より選出された防災・防犯部の部長または正部員の輪番を主とし、特別な事態が生じた場合、連合会長は、7町会会員の中から会長及び副会長・会計を委嘱することができる。この場合、連合会長はその会員が所属する町会の承認を得るものとする。
- (2) 役員の任期は会長が2年、副会長・会計が1年とし再任は妨げない。
- (3) 顧問は連合会三役があたる。

(役員の任務)

第8条 この会の役員の任務は以下とする。

- (1) 会長は、この会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 顧問は会の要請により支援する。

(会 議)

第9条 この会は部会を開催する。部会は役員及び7町会の防災・防犯部員で構成する。

- 2 会議は、会長が招集し議長を務める。

(広 報)

第10条 この会の回覧等は連合会長との連名で執り行う。

(経 費)

第11条 この会の経費は連合会一般会計予算を充当する。

- 2 寄付金・助成金・補助金等の収入は連合会一般会計に繰り入れる。

(監 査)

第12条 この会の収支及び業務遂行に問題ある場合は連合会理事会の承認後、連合会監事が監査指導する。

(事業年度)

第13条 この会の事業年度は連合会事業年度とする。

(収支決算及び事業報告)

第14条 この会の収支決算及び事業報告は会長が連合会総会に報告する。

(関係機関への役員選出)

第15条 この会に係る上部団体及び関係機関への役員の選出は連合会理事会の承認を必要とする。

附 則

この会則は、平成15年4月1日より施行する。

この会則は、平成16年4月1日より一部改定し施行する。

この会則は、平成23年4月1日より一部改定し施行する。

ただし第8条(3)については、平成24年4月1日から施行する。

(施行期日及び経過措置)

1 この会則は、平成26年6月13日より一部改定、施行する。

2 この会則第2条、第3条、第7条及び第9条に規定する「松本市松原地区町会連合会会則第4条に定める7町会」は、松本市松原地区町会連合会会則第4条改定に伴う施行期日までは、「松原地区の各町会」と読み替えるものとする。

3 この会則は、平成30年4月15日より一部改定し施行する。

4 この会則は、令和5年4月29日より一部改定し施行する。

5 この会則は、令和7年4月19日より一部改定し施行する。

[福祉部会 会則]

(名 称)

第1条 この会は、松本市松原地区町会連合会専門部会「福祉部会」と称する。

(組 織)

第2条 この会は、松本市松原地区町会連合会会則第4条に定める7町会（以下「7町会」という。）をもって組織する。

(目 的)

第3条 この会は、7町会及び関係団体と連携し、松原地区内の福祉の向上と誰もが住み慣れた家で、地域で、安心して暮らし続けることができる仕組みの構築に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 地区福祉事業の運営をサポートする。（ふれあい会食会、敬老祝賀会など）
- (2) 生活支援体制構築のため、関係者と協力し、準備及び運営のサポートをする。
- (3) 地域ケア会議の運営をサポートする。
- (4) 地域包括ケアシステムの学習、啓蒙、推進活動を行う。
- (5) 関係者と協力し、地域福祉の現状把握、改善活動を行う。
- (6) 連合会主催事業への参加協力に関すること。
- (7) その他、地域福祉向上を達成するために必要とすること。

(役 員)

第5条 この会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
- また、必要に応じて、次の役員をおくことができる。
- (3) 顧問 若干名

(役員を選出及び任期)

第6条 この会の役員を選出及び任期は以下とする。

- (1) 会長・副会長は、7町会より選出された福祉部の部長または正部員の中から輪番で選出し、特別な事態が生じた場合、連合会長は、7町会会員の中から会長及び副会長を委嘱することができる。この場合、連合会長はその会員が所属する町会の承認を得るものとする。
- (2) 役員の任期は会長が2年、副会長が1年とし再任は妨げない。
- (3) 顧問は連合会三役があたる。

(役員の任務)

第7条 この会の役員の任務は以下とする。

- (1) 会長は、この会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 顧問は会の要請により支援する。

(会 議)

第8条 この会は部会を開催する。部会は役員及び7町会の福祉部員で構成する。

2 会議は、会長が招集し議長を務める。

(広 報)

第9条 この会の回覧等は連合会長との連名で執り行う。

(経 費)

第10条 この会の経費は連合会一般会計予算を充当する。

2 この会への寄付金・助成金・補助金等の収入は連合会一般会計に繰り入れる。

(監 査)

第11条 この会の収支及び業務遂行に問題ある場合は連合会理事会の承認後、連合会監事が監査指導する。

(事業年度)

第12条 この会の事業年度は連合会事業年度とする。

(収支決算及び事業報告)

第13条 この会の収支決算及び事業報告は会長が連合会総会に報告する。

(関係機関への役員選出)

第14条 この会に係る上部団体及び関係機関への役員の選出は理事会の承認を必要とする。

附 則

この会則は、令和2年4月19日より施行する。

[スポーツ協会 会則]

(名 称)

第1条 この会は、松本市松原地区町会連合会専門部会「スポーツ協会」と称する。

(組 織)

第2条 この会は、松本市松原地区町会連合会会則第4条に定める7町会（以下「7町会」という。）及び松原スポーツクラブに加盟する種目団体をもって組織する。

(目 的)

第3条 この会は、7町会及び関係団体と連携し、会員の健康と親睦を図るとともに、体育スポーツの普及・振興に務めることを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 各種競技大会、講習会の開催及び参加協力に関すること。
- (2) 各種スポーツクラブ・同好会の振興強化に関すること。
- (3) 青少年スポーツの健全育成に関すること。
- (4) 体育スポーツ指導者の養成に関すること。
- (5) 連合会主催事業への参加協力に関すること。
- (6) その他、目的を達成するために必要とすること。

(実行委員会)

第5条 この会の事業の遂行に際しては必要に応じ7町会三役・連合会役員を含む実行委員会を組織して行うことができる。

(役 員)

第6条 この会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

また、必要に応じて、次の役員をおくことができる。

- (3) 顧問 若干名
- (4) 相談役 若干名

(役員を選出及び任期)

第7条 この会の役員を選出は及び任期は以下とする。

- (1) 会長・副会長は、7町会より選出されたスポーツ部の部長または正部員の互選を主とし、特別な事態が生じた場合は、連合会長は、7町会会員の中から会長及び副会長を委嘱することができる。この場合、連合会長はその会員が所属する町会の承認を得るものとする。
- (2) 役員の任期は会長が2年、副会長が1年とし再任は妨げない。
- (3) 顧問は、連合会三役があたる。
- (4) 相談役は、スポーツ（旧・体育）協会役員経験者があたる。

(理事の選出)

第8条 この会は、必要に応じ各種スポーツクラブ・同好会の代表者を理事として参加協力を要請することができる。

(役員の仕事)

第9条 この会の役員の仕事は以下とする。

- (1) 会長は、この会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 顧問は会の要請により支援する。

(会 議)

第10条 この会は部会を開催する。部会は役員及び7町会より選出されたスポーツ部員をもって構成し、必要に応じて理事及び地区スポーツ推進委員の出席を求めることができる。

2 会議は、会長が招集し議長を務める。

(広 報)

第11条 この会の回覧等は連合会長との連名で執り行う。

(経 費)

第12条 この会の経費は連合会一般会計予算を充当する。

2 この会への寄付金・助成金・補助金等の収入は連合会一般会計に繰り入れる。

(監 査)

第13条 この会の収支及び業務遂行に問題ある場合は連合会理事会の承認後、連合会監事が監査指導する。

(事業年度)

第14条 この会の事業年度は連合会事業年度とする。

(収支決算及び事業報告)

第15条 この会の収支決算及び事業報告は会長が連合会総会に報告する。

(関係機関への役員選出)

第16条 この会に係る上部団体及び関係機関への役員の選出は理事会の承認を必要とする。

(地区公民館委員への選出)

第17条 この会の役員及び7町会より選出されたスポーツ部員から、地区公民館の体育委員を選出することができる。

附 則

この会則は、平成15年4月1日より施行する。

この会則は、平成16年4月1日より一部改定し施行する。

この会則は、平成23年4月1日より一部改定し施行する。

ただし第7条(3)については、平成24年4月1日から施行する。

(施行期日及び経過措置)

- 1 この会則は、平成26年6月13日より一部改定、施行する。
- 2 この会則第2条、第3条、第5条、第7条、第10条及び第17条に規定する「松本市松原地区町会連合会会則第4条に定める7町会」は、松本市松原地区町会連合会会則第4条改定に伴う施行期日までは、「松原地区の各町会」と読み替えるものとする。

この会則は、平成30年4月15日より一部改定し施行する。

この会則は、令和4年4月1日より一部改定し施行する。

この会則は、令和7年4月19日より一部改定し施行する。

[文化広報委員会 会則]

(名 称)

第1条 この会は、松本市松原地区町会連合会専門部会「文化広報委員会」と称する。

(組 織)

第2条 この会は、松本市松原地区町会連合会会則第4条に定める7町会（以下「7町会」という）をもって組織する。

(目 的)

第3条 この会は、7町会及び関係団体と連携し、松原地区内の文化広報活動を目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 地区広報の企画発行に関すること。
- (2) 文化事業に関すること。
- (3) 連合会主催事業への参加協力に関すること。
- (4) その他、目的を達成するために必要とすること。

(実行委員会)

第5条 この会の事業遂行に際しては、必要に応じ7町会三役・連合会役員を含む実行委員会を組織して行うことができる。

(役 員)

第6条 この会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
- また、必要に応じて、次の役員をおくことができる。
- (3) 顧問 若干名

(役員の選出及び任期)

第7条 この会の役員の選出及び任期は以下とする。

- (1) 会長・副会長は、7町会より選出された文化広報部の部長または正部員の互選とし、特別な事態が生じた場合は、連合会長は、7町会会員の中から会長及び副会長を委嘱することができる。この場合、連合会長はその会員が所属する町会の承認を得るものとする。
- (2) 役員の任期は会長が2年、副会長が1年とし再任は妨げない。
- (3) 顧問は連合会三役があたる。

(役員の任務)

第8条 この会の役員の任務は以下とする。

- (1) 会長は、この会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 顧問は会の要請により支援する。

(会 議)

第9条 この会は部会を開催する。部会は役員及び7町会より選出された文化広報部員で構成する。

2 会議は、会長が招集し議長を務める。

(広 報)

第10条 この会の回覧等は連合会長との連名で執り行う。

(経 費)

第11条 この会の経費は連合会一般会計予算を充当する。

2 寄付金・助成金・補助金等の収入は連合会一般会計に繰り入れる。

(監 査)

第12条 この会の収支及び業務遂行に問題ある場合は連合会理事会の承認後、連合会監事が監査指導する。

(事業年度)

第13条 この会の事業年度は連合会事業年度とする。

(収支決算及び事業報告)

第14条 この会の収支決算及び事業報告は会長が連合会総会に報告する。

(地区公民館委員への選出)

第15条 この会の役員及び7町会より選出された文化広報部員から、地区公民館の公民館報編集委員及び文化委員を選出することができる。

附 則

この会則は、平成15年4月1日より施行する。

この会則は、平成23年4月1日より一部改定し施行する。

(施行期日及び経過措置)

1 この会則は、平成26年6月13日より一部改定、施行する。

2 この会則第2条、第3条、第5条、第7条、第9条及び第15条に規定する「松本市松原地区町会連合会会則第4条に定める7町会」は、松本市松原地区町会連合会会則第4条改定に伴う施行期日までは、「松原地区の各町会」と読み替えるものとする。

この会則は、平成30年4月15日より一部改定し施行する。

この会則は、令和7年4月19日より一部改定し施行する。

[子ども会育成会 会則]

(名 称)

第1条 この会は、松本市松原地区町会連合会専門部会「子ども会育成会」と称する。

(組 織)

第2条 この会は、松本市松原地区町会連合会会則第4条に定める7町会（以下「7町会」という。）をもって組織する。

(目 的)

第3条 この会は、7町会及び関係団体と連携し、松原地区内の青少年の健全育成を目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 青少年の健全育成のための企画・連絡調整・助成に関する事。
- (2) 青少年の健全育成のための松原地区の事業に関する事。
- (3) 環境浄化と非行防止のための松原地区内街頭補導に関する事。
- (4) 行事中の安全確保及び事故報告事務と見舞金請求手続きに関する事。
- (5) 連合会主催事業への参加協力に関する事。
- (6) その他、目的を達成するために必要とする事。

(実行委員会)

第5条 この会の事業の遂行に際しては必要に応じ7町会三役・連合会役員を含む実行委員会を組織して行うことができる。

(事業対象者)

第6条 この会の事業は松原地区内の小・中学生及び園児・幼児を対象とする。

(役 員)

第7条 この会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
- また、必要に応じて、次の役員をおくことができる。
- (3) 顧問 若干名

(役員を選出及び任期)

第8条 この会の役員を選出及び任期は以下とする。

- (1) 会長は、7町会より選出された育成部の部長の輪番とする。副会長は7町会より選出された育成部の部長から選ばれた1名とする。特別な事態が生じた場合、連合会長は、7町会会員の中から会長及び副会長を委嘱することができる。この場合、連合会長はその会員が所属する町会の承認を得るものとする。
- (2) 役員の任期は会長が2年、副会長が1年とし再任は妨げない。
- (3) 顧問は連合会三役があたる。

(役員の任務)

第9条 この会の役員の任務は以下とする。

- (1) 会長は、この会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 顧問は会の要請により支援する。

(会 議)

第10条 この会は、部会を開催する。部会は役員及び7町会の育成部員で構成する。
2 会議は、会長が招集し議長を務める。

(広 報)

第11条 この会の回覧等は連合会長との連名で執り行う。

(経 費)

第12条 この会の経費は連合会一般会計予算を充当する。
2 この会への寄付金・助成金・補助金等の収入は連合会一般会計に繰り入れる。

(監 査)

第13条 この会の収支及び業務遂行に問題ある場合は連合会理事会の承認後、連合会監事が監査指導する。

(事業年度)

第14条 この会の事業年度は連合会事業年度とする。

(収支決算及び事業報告)

第15条 この会の収支決算及び事業報告は会長が連合会総会に報告する。

(関係機関への役員選出)

第16条 この会に係る上部団体及び関係機関への役員の選出は連合会理事会の承認を必要とする。

附 則

この会則は、平成15年4月1日より施行する。

この会則は、平成16年4月1日より一部改定し施行する。

この会則は、平成23年4月1日より一部改定し施行する。

ただし第8条(3)については、平成24年4月1日から施行する。

(施行期日及び経過措置)

1 この会則は、平成26年6月13日より一部改定、施行する。

2 この会則第2条、第3条、第5条、第8条及び第10条に規定する「松本市松原地区町会連合会会則第4条に定める7町会」は、松本市松原地区町会連合会会則第4条改定に伴う施行期日までは、「松原地区の各町会」と読み替えるものとする。

この会則は、平成30年4月15日より一部改定し施行する。

この会則は、令和4年4月1日より一部改定し施行する。

この会則は、令和4年4月16日より一部改定し施行する。

この会則は、令和5年4月29日より一部改定し施行する。

この会則は、令和6年4月20日より一部改定し施行する。

「青山様ぼんぼん」での心付けの取扱規程

松原地区子ども会育成会

これからを担う子どもたちは社会の、そして地域の宝であり、ここ松原地区でも例外ではない。これまで松原地区子ども会育成会では地区の子どもたちの健全育成を目的に様々な事業を実施してきた。その中で青山様ぼんぼんは松本地域における伝統行事であり、この行事を伝承することはもとより、町内を練り歩く子どもたちの元気な姿を大人たちが見ることで、地域の子もたちを地域全体で育てていこうという意識をつくりあげてきた。その意識の表れの一つが、住民からの心付けである。この心付けの管理方法について決めるため、この規程を設けることとする。

1 使用目的

心付けは、地区住民が地区の子どもたちの健やかに成長するよう願いを込めて、青山様ぼんぼん開催時に子どもたちに手渡されるものである。そういった地区住民の意志を尊重し、納められた心付けは、子ども会育成会が子どもの健全育成のために使用する。

2 使用範囲

子ども会育成会の事業費は地区町会連合会予算より賄われるため、心付けは、子ども会育成会の事業費には使用しない。使用に際しては、子ども会育成会での決議を必要とする。

3 使途

使途については、その都度、子ども会育成会で協議し決定する（青山様ぼんぼんの消耗品・修繕費も含めて協議する）。また、決議した内容は地区町会連合会の理事会にて報告する。

4 管理方法

(1) 口座の開設

心付けとしていただいた金銭は、「松原地区子ども会育成会長」名義で口座を開設し、その口座に保管する。

(2) 金銭の管理

育成会会計担当者は通帳を保管し金銭出納事務を行う。

(3) 収支決算・監査

育成会長及び育成会会計担当者は、年度末に収支決算報告書を作成し、育成会議での承認を受ける。また、町会連合会監事・会計は決算内容の確認を行い、必要に応じ提言できる。

5 規程の変更

この規程を変更する場合は育成会会議で協議・承認を得た後、町会連合会理事会で承認を受けるものとする。

附 則

この規程は、平成30年7月1日より施行実施する。

[松本交通安全協会松原支部 規約]

(名 称)

第1条 この会は、松本交通安全協会松原支部（以下「本支部」という。）と称する。

(組 織)

第2条 本支部は、松本市松原地区町会連合会会則第4条に定める7町会（以下「7町会」という。）の会員を持って組織し、事務局は松原地区公民館に置く。

(目 的)

第3条 本支部は、地域に於ける交通安全と交通事故防止のため、各種の交通安全活動を通じ、交通安全思想の普及と交通道德の高揚を図るとともに、交通秩序を確立し、安全で快適な交通社会の実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本支部は、目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 松本交通安全協会（以下「本会」という。）の行う事業への協力と交通安全運動の推進。
- (2) 交通安全施設の改善と整備の推進。
- (3) 町会連合会及び町会・各種団体が行う事業への参加協力。
- (4) その他、目的を達成するために必要な事業。

(役 員)

第5条 本支部は、次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----------------------------------|
| (1) 支部長 | 1名 |
| (2) 副支部長 | 1名 |
| (3) 女性部長 | 1名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 代議員 | 7町会の会長及び副会長並びに
7町会の交通安全部長及び副部長 |

(役員の選出及び任期)

第6条 本支部の役員の選出及び任期は以下とする。

- (1) 支部長は7町会より選出された交通安全部員の中から輪番で選出し、連合会総会で承認を受けるものとする。但し特別な事態が生じた場合、連合会長は、7町会会員の中から支部長を委嘱することができる。
この場合、連合会長はその会員が所属する町会の承認を得るものとする。
- (2) 女性部長は7町会より選出された交通安全部員の中から選出する。選出できない場合、7町会会員の中から選出する。
- (3) 他の役員は7町会より選出された交通安全部員の中から選出する。
- (4) 本支部は必要に応じて、顧問、相談役を置くことができる。
- (5) 支部長の任期は2年とし再任は妨げない。
- (6) 会計は支部長が兼務することができる。但し、会計の任期は2年を超えない。

(役員の任務)

第7条 本支部の役員の任務は以下とする。

- (1) 支部長は、この会を代表して会務を総括する。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長が事あるときはその職務を代行する。
- (3) 顧問及び相談役は、支部長の要請により支援する。
- (4) 支部長、副支部長、女性部長の3名は本会の理事となる。

(総 会)

第8条 総会は代議員による総会とし年1回これを行う。但し必要に応じ臨時総会を開くことができる。開催は支部長が招集し、議長は支部長がつとめる。

総会では次の事項を議決する。

- (1) 規約の改正に関する事。
- (2) 事業計画に関する事。
- (3) 予算及び決算に関する事。
- (4) 役員の選任、承認に関する事。
- (5) その他支部長が必要と認めた事。

2 総会は代議員の2分の1（委任状も含め）の出席者により成立し、出席者の過半数によって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(部 会)

第9条 部会は必要に応じ支部長が招集し次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出する議案に関する事。
- (2) 業務遂行に関する事。
- (3) その他支部長が認めた事。

2 部会の議決は出席者の過半数によって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(経 費)

第10条 この会の経費は、本会からの活動補助金、寄付金、連合会からの助成金をもってこれにあてる。

(監 査)

第11条 本支部の監査は連合会監事が年度末に行う。本支部の収支及び業務遂行に問題ある場合は連合会理事会の承認後、連合会監事が監査指導する。

(交通費、旅費、手当、御祝)

第12条 交通費、旅費は実費のみ支給する。但し上部団体及び上部組織からの明確な手当支給はこの限りでない。

副支部長、女性部長、または部員が代理で本会の会議に出席した場合は年度末に手当を支給することができる。

交通安全功労者として地区連名表彰あるいは県連名表彰を受けた会員に御祝を贈ることができる。

(事業年度)

第13条 本支部の事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

付 則

本規約は平成 23 年 4 月 1 日より全面改正し施行する。

(施行期日及び経過措置)

- 1 この規約は、平成 26 年 6 月 13 日より一部改定、施行する。
- 2 この規約第 2 条、第 5 条及び第 6 条に規定する「松本市松原地区町会連合会会則第 4 条に定める 7 町会」は、松本市松原地区町会連合会会則第 4 条改定に伴う施行期日までは、「松原地区の各町会」と読み替えるものとする。

この規約は、平成 30 年 4 月 15 日より一部改定し施行する。

この規約は、令和 5 年 4 月 20 日より一部改定し施行する。

この規約は、令和 7 年 4 月 10 日より一部改定し施行する。